

令和3年横審第39号

裁 決

モーターボートA養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月12日10時47分

千葉県牛込漁港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 10トン

全 長 11.28メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 544キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵区画，その上部にフライングブリッジを配し，同区画中央に舵輪，舵輪前部には，レーダー，GPSプロッター及び魚群探知機を，同右舷側に機関遠隔操縦装置及びジョイスティックをそれぞれ備えた木製プレジャーモーターボートで，a受審人が1人で乗り組み，親族等4人を乗せ，釣りの目的で，船首0.7メートル船尾1.0メートルの喫水をもって，令和2年9月12日09時30分京浜港横浜第5区に所在のマリーナを発し，東京湾アクアラインの海ほたる（木更津人工島）（以下「海ほたる」という。）南方沖合の釣り場に向かった。

ところで，海ほたる東方の千葉県牛込漁港の北側沿岸域には，千葉港南袖ケ浦第4号灯標（以下「4号灯標」という。）から197度（真方位，以下同じ。）1.82海里，211度1,800メートル，221度1.22海里，231度1.02海里，220度1,370メートル，242度960メートル，253度1.67海里及び217度2.20海里の各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に，牛込漁業協同組合（現新木更津市漁業協同組合牛込支所）が千葉県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第3号と称する漁場区域（以下「区第3号漁場区域」という。）が設定され，区第3号漁場区域の北側境界線上に海面からの高さ約3メートルの簡易標識灯が4基，東側境界線上に海面からの高さ約1.5メートルの簡易標識灯が4基設置されており，毎年8月20日から翌年5月20日までの間，同漁場区域内にのみ養殖施設が敷設されていた。

また，区第3号漁場区域は，ヨット・モーターボート用参考図H-172に記載されており，AのGPSプロッターにも点線で表示されるようになっていた。

マリーナを発航するに当たり、a受審人は、牛込漁港の北側沿岸域に区第3号漁場区域が存在することを承知していなかったが、以前、夏場に同漁場区域内の陸岸寄りを航行したときに養殖施設を見掛けなかったため、今回も無難に航行できるものと思い、ヨット・モータボート用参考図H-172を入手して区第3号漁場区域の状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、釣り場に到着したものの、風浪が高かったため千葉県木更津市北側沿岸域を通って、千葉港千葉第4区の袖ヶ浦水路の南側にある海域の釣り場に向かうこととし、同乗者を操舵に当たらせ、自らは舵輪左舷側のソファーに腰を掛けて区第3号漁場区域の西側に隣接する免許番号区第4号と称する漁場区域の北端境界に設置されている黄色の簡易標識灯に沿って航行して同簡易標識灯より陸側には入らないように指示をし、10時40分半少し前4号灯標から256.5度2.34海里の地点で、針路を簡易標識灯に沿う077度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、黄色の簡易標識灯が途切れたことから障害となるものはないと判断して予定した釣り場に向かうこととし、10時45分半僅か前4号灯標から256.5度1.5海里の地点に達したとき、針路を126度に転じて続航した。

a受審人は、転針したとき、区第3号漁場区域に向首して進行する状況となり、10時47分少し前同漁場区域に進入し、船首間近に多数の浮子を認めたので操縦者に機関を中立運転とするよう指示をしたのち、操縦を交替して左舵をとったものの、及ばず、10時47分4号灯標から248.5度1.35海里の地点において、Aは、船首が343度を向き、2.0ノットの速力となったとき、のり養殖施設に

乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力3の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、左舷船底外板に擦過傷及び左舷アウトドライブユニットに濡損を、養殖施設は錨索に切損等をそれぞれ生じ、のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、京浜港横浜第5区所在のマリーナを発航する際、水路調査が不十分で、牛込漁港北方沖合において、区第3号漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、京浜港横浜第5区所在のマリーナを発航する場合、区第3号漁場区域の存在を承知していなかったのだから、同漁場区域に向首して進行することのないよう、ヨット・モータボート用参考図H-172を入手して区第3号漁場区域の状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、以前、夏場に同漁場区域内の陸岸寄りを航行したときに養殖施設を見掛けなかったため、今回も無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、区第3号漁場区域に向首進行して乗り入れを招き、船体及び養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月8日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾